

静岡県公安委員会規程第5号

一定の病気等による運転免許に係る行政処分に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年5月22日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

一定の病気等による運転免許に係る行政処分に関する規程の一部を改正する規程

一定の病気等による運転免許に係る行政処分に関する規程（平成29年静岡県公安委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(一定の病気等に係る取消処分) 第2条 法第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者（麻薬、大麻、あへん又は <u>覚せい剤</u> の中毒者を除く。）に対し運転免許の取消処分を行ったときは、運転免許取消処分書（様式第1号）を交付するものとする。	(一定の病気等に係る取消処分) 第2条 法第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者（麻薬、大麻、あへん又は <u>覚醒剤</u> の中毒者を除く。）に対し運転免許の取消処分を行ったときは、運転免許取消処分書（様式第1号）を交付するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。